

「政経研究」奨励賞規程

第1条（名称と趣旨）

公益財団法人政治経済研究所は、研究活動を奨励し顕彰するとともに、政治経済研究所を通じた研究活動をさらに活性化するために、「政経研究」奨励賞を設ける。

第2条（対象）

前条の目的のために、以下の条件を満たす論文を審査の対象とする。

2 原則として審査年の前年に刊行された『政経研究』に掲載した単著論文であること。

3 論文の著者が、投稿の時点で次の条件のいずれかを満たすこと。

(1) 大学院に入学後、18 年を越えていないこと。

(2) 年齢が40歳未満であること。

4 前項の条件を充足することの確認は、審査に入る前に終えること。

5 すでに本賞を受賞した経験のある者が執筆した論文は、審査対象から除外する。

第3条（選考の頻度と人数）

毎年1回、1名を選考する。

第4条（選考の対象者の有無についての報告）

政経研究編集委員長は、新年の最初の編集委員会後、選考の対象者の有無について代表理事と協議して、その結果を、研究委員会に報告する。

第5条（選考委員会の設置）

前条の報告により、対象者が存在する場合、研究委員会は、対象となる論文を審査するために選考委員会を設置する。

2 研究委員会は、政経研究編集委員長、該当論文の査読者、代表理事によって構成される選考委員会を任命する。

3 選考委員は選考委員長を互選する。委員長は委員会の運営を主に担い、研究委員会に対して審議結果を報告する。

第6条（受賞論文の決定）

研究委員会は、選考委員会の推薦に基づいて、理事会に報告し、理事会が受賞論文を決定する。

第 7 条（表彰と副賞）

優秀賞受賞者には表彰状が授与され、研究報告の機会が与えられる。

2 副賞として研究奨励金 3 万円を授与する。

第 8 条（改廃）

本規程の改正および廃止は理事会の議決によって行う。

付則 本規定は 2025 年 4 月 1 日から施行される。

（2024 年 12 月 2 日全文改正）